

# 秋田県木材利用促進条例に基づく 「木材利用の促進に関する指針」の概要について

秋田県木材利用促進条例第14条に基づく「木材利用の促進に関する指針」について、秋田県木材利用推進委員会の意見やパブリックコメントを踏まえ、次のとおり策定した。

## 1 策定までの経緯

- 平成28年 8月 第1回木材利用推進委員会を開催
- 平成28年 9月 指針素案を作成
- 平成28年10月 パブリックコメントを実施
- 平成28年12月 第2回木材利用推進委員会を開催
- 平成29年 1月 指針（案）を作成
- 平成29年 2月 議会に報告
- 平成29年 3月 指針の決定及び公表

## 2 「木材利用の促進に関する指針」の構成

指針は、趣旨、基本的事項、具体的施策など以下の4章により構成した。

### 第1章：指針策定の趣旨

指針の策定に当たっての基本的考え方や指針の実施期間について記載

### 第2章：木材の利用の促進に関して講ずる基本的施策

木材の利用の促進に必要な施策の方向、木材の利用の促進に必要な技術の開発、木材の利用の促進に必要な人材の育成について記載

### 第3章：基本的施策を推進するために必要な事項

関係者による主体的な取組、条例・指針の県民等への周知・普及、基本的施策の検証、市町村との連携について記載

### 第4章：木材の利用の促進のための具体的施策（別記）

木材利用が加速的に促進されるよう、第2章で示した基本的施策を受け具体的に取り組む施策について記載

(別記)

**木材の利用の促進のための具体的な施策（第4章）の内容**

- 1 木材の利用の促進のために具体的に取り組む施策
  - (1) 木材の優先利用の促進のための施策
    - ・ 木材関係団体等と連携し、木材利用の意義に対する県民の理解を深め、木材の需要拡大につなげる「ウッドファースト県民運動」を展開
    - ・ 市町村や学校、NPO団体等が実施する木育活動などを支援することにより、木の良さや木材の利用の意義への理解の醸成
  - (2) 県産木材の利用の促進のための施策
    - ・ 公共建築物の木造化・木質化、土木分野での木材利用の拡大、公用調達（備品等）への県産木材製品の率先的な利用の推進
    - ・ 民間部門での県産材の需要を拡大するため、住宅における県産木材製品の利用や、福祉、子育て及び交流施設などの非住宅分野での木造化・木質化の促進
    - ・ 家庭でのペレットストーブや民間企業のバイオマス発電、チップボイラーなど木質バイオマス利用の促進
  - (3) 県産木材製品の国内販売及び輸出の促進のための施策
    - ・ 県外工務店等と県内木材加工事業者との協定による、県外住宅における県産木材製品の利用の促進
    - ・ 首都圏等において商社、大手建設会社、設計事務所等を対象としたプロモーション活動による新たな販路開拓の促進
    - ・ 海外展示会への県産木材製品の出展や商談会等への参加による海外での需要拡大の促進
- 2 木材の利用の促進に必要な技術の開発のための施策
  - ・ 県内の研究所における最先端の木材加工・利用に関する研究、技術開発等の推進と、県内企業への技術移転の推進
  - ・ 県及び試験研究機関、大学・学術団体、民間企業等による産学官が連携した新たな木質部材や木構造の開発に向けた取組の促進
- 3 木材の利用の促進に必要な人材の育成のための施策
  - ・ 県内の建築士等を対象としたセミナー開催などによる、新たな木質部材を活用した建築物を提案できる人材育成